

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 尾鷲市
 住 所 尾鷲市中央町10番43号
 代表者の氏名 尾鷲市長 加藤 千速 印

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

尾鷲市
 尾鷲市中央町10番43号
 尾鷲市長 加藤 千速

2. 登録番号

中三市交 第8号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白地輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本	9.8km
2	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	6.1km
3	尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	5.1km
4	尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本	9.1km
5	旧小学校前	漁協前	島勝	6.0km
6	旧小学校前	島勝	尾鷲総合病院	27.0km

(2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
尾鷲市	尾鷲市中央町10番43号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
尾鷲市	3	1 ()	4	()	()	()	()	()	()	4 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送		交通空白地における住民の輸送
福祉 輸送		イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則」参照

9. 添付書類

- ・路線図、時刻表
- ・自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- ・運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- ・運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- ・整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- ・事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ・登録証

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

平成21年3月30日

条例第1号

(設置)

第1条 この条例は、交通の手段を確保し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として、尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例においてコミュニティバスとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号及び第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送をいう。

(指定管理者による管理)

第3条 コミュニティバスの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 運行に関する業務
- (2) 設備の管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(運行計画)

第5条 運行区間、運行回数、運行時刻、乗降所その他の運行内容（以下「運行計画」という。）は、規則で定める。

(利用料金)

第6条 コミュニティバスの利用者は、1人1乗車につき、別表に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、利用料金の詳細は、規則で定める。

(利用料金の減免)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、前条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。利用料金の減免に関することは、規則で定める。

（利用料金の還付）

第8条 既納の利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の収入）

第9条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、乗車を拒み、又は下車させることができる。

（1） 乗車定員を超え、又は運行上危険があると認められるとき。

（2） 乗務員が法令に基づいて行う措置に従わないとき。

（損害賠償等）

第11条 利用者その他関係者は、その責めに帰すべき事由により、コミュニティバスを損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりコミュニティバスを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（協議会）

第12条 市長は、コミュニティバスに関し、必要な事項を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を置く。

2 前項の協議会に関する必要な事項は、別に定める。

（過料）

第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、旅客運賃の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（秘密保持義務）

第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、コミュニティバスの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利

益のために使用してはならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

コミュニティバスの利用料金

距離	料金
5 km 未満	2 0 0 円
5 km～1 0 km 未満	3 0 0 円
1 0 km～1 5 km 未満	4 0 0 円
1 5 km～2 0 km 未満	5 0 0 円
2 0 km 以上	6 0 0 円

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年4月27日

規則第9号

改正 平成21年8月13日規則第12号

平成23年4月11日規則第11号

平成24年6月27日規則第11号

平成26年4月7日規則第10号

平成29年7月14日規則第14号

平成30年3月6日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成21年尾鷲市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行計画)

第2条 条例第5条に規定する尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行計画は、別表第1によるものとする。

(運行の制限等)

第3条 市長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、乗車区間を制限し、運行を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止しようとするときは、あらかじめその旨を必要と認める場所に掲示するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止した場合において乗車する者が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第4条 条例第6条の規定による利用料金は、別表第2のとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者の利用料金は、前項で定める各料金に

100分の50を乗じた額とする。ただし、定期料金及び運転免許証自主返納者料金はこの限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該身体障害者手帳を提示したもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該療育手帳を提示したもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該精神障害者保健福祉手帳を提示したもの
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第4項及び第41条及び第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者であって、利用料金を支払う際に被救護者割引証を提示したもの
- (5) 前各号に掲げるものを介護する必要が相当と認められる介護人（利用料金の減免）

第5条 条例第7条に規定する利用料金の減額また免除を受けようとする者は、コミュニティバス利用料金減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、利用料金の減額又は免除の適否を決定し、コミュニティバス利用料金減免決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 利用料金の減免を受ける場合は、利用料金を支払う際に、前項の決定通知書を提示しなければならない。

（利用料金の還付）

第6条 条例第8条ただし書に規定する還付は、次に掲げる場合に適用する。

- (1) 天災その他やむを得ない事由により運行を中止したとき。

(2) コミュニティバスの全部又は一部を廃止したとき。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、コミュニティバス利用料金還付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（運輸規則等の準用）

第7条 この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程を準用する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年8月13日規則第12号）

この規則は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成23年4月11日規則第11号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月7日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成29年7月14日規則第14号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 コミュニティバスの運行区間及び運行回数等

（1） 尾鷲地区

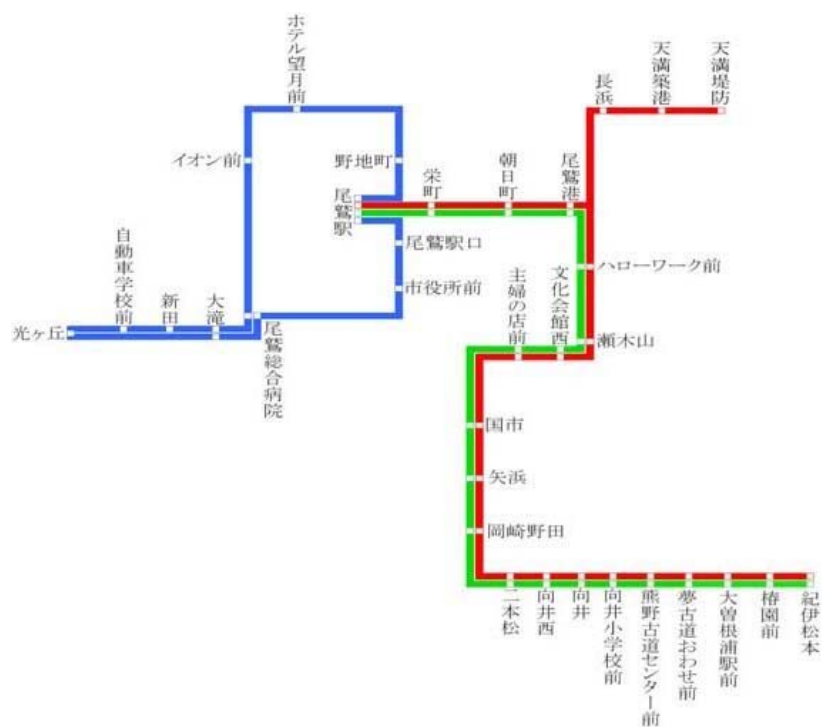
運行区間			運行回数 (1日当たり)		運行日
起点	経由地	終点	往路	復路	
尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本		3 便	毎日運行
尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	5 便	2 便	
尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	6 便		
尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本		1 便	

（2） 須賀利地区

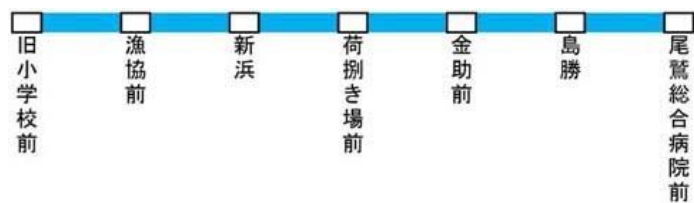
運行区間			運行回数 （1 日当たり）		運行日
起点	経由地	終点	往路	復路	
旧小学校前	漁協前	島勝	4 便	4 便	平日運行
旧小学校前	島勝	尾鷲総合病院	1 便		

2 コミュニティバスの運行経路図

(1) 尾鷲地区



(2) 須賀利地区



3 コミュニティバスの運行時刻及び乗降所

(1) 尾鷲地区

紀伊松本・尾鷲駅	紀伊松本	↓	6:58	↓	8:58	↓	10:32	↓	12:21		↓	16:39	↓	18:11
	格国前	↓	7:01	↓	8:59	↓	10:35	↓	12:24		↓	16:42	↓	18:14
	大曾根浦駅前	↓	7:03	↓	9:01	↓	10:37	↓	12:26		↓	16:44	↓	18:16
	夢古道おわせ前							↓	12:29		↓	16:47	↓	18:19
	熊野古道センター前	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30		↓	16:48	↓	18:20
	向井小学校前	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30		↓	16:48	↓	18:20
	向井	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31		↓	16:49	↓	18:21
	向井西	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31		↓	16:49	↓	18:21
	二本松	↓	7:08	↓	9:06	↓	10:42	↓	12:33		↓	16:51	↓	18:23
	岡崎野田	↓	7:09	↓	9:07	↓	10:43	↓	12:34		↓	16:52	↓	18:24
	矢浜	↓	7:10	↓	9:08	↓	10:44	↓	12:35		↓	16:53	↓	18:25
	国市	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36		↓	16:54	↓	18:26
	主婦の店前	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36		↓	16:54	↓	18:26
	文化会館西	↓	7:12	↓	9:10	↓	10:46	↓	12:37		↓	16:55	↓	18:27
	瀬木山	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38		↓	16:56	↓	18:28
	ハローワーク前	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38		↓	16:56	↓	18:28
	長浜	↓	7:16	↓	9:14	↓	10:50	↓	12:41				↓	18:31
	天満築港	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42				↓	18:32
	天満堤防	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42				↓	18:32
	尾鷲港	↓	7:21	↓	9:19	↓	10:55	↓	12:46		↓	16:57	↓	18:36
	朝日町	↓	7:22	↓	9:20	↓	10:56	↓	12:47		↓	16:58	↓	18:37
	栄町	↓	7:23	↓	9:21	↓	10:57	↓	12:48		↓	16:59	↓	18:38
	尾鷲駅	↓	7:25	↓	9:23	↓	10:59	↓	12:50		↓	17:01	↓	18:40

尾鷲駅・尾鷲総合病院・光ヶ丘・尾鷲駅	尾鷲駅	↓	7:40	↓	9:31	↓	11:06	↓	13:50	↓	15:41	↓	17:13	
	尾鷲駅口	↓	7:41	↓	9:32	↓	11:07	↓	13:51	↓	15:42	↓	17:14	
	市役所前	↓	7:42	↓	9:33	↓	11:08	↓	13:52	↓	15:43	↓	17:15	
	尾鷲総合病院	↓	7:45	↓	9:36	↓	11:11	↓	13:55	↓	15:46	↓	17:18	
	大滝	↓	7:47	↓	9:38	↓	11:13	↓	13:57	↓	15:48	↓	17:20	
	新田	↓	7:48	↓	9:39	↓	11:14	↓	13:58	↓	15:49	↓	17:21	
	自動車学校前	↓	7:49	↓	9:40	↓	11:15	↓	13:59	↓	15:50	↓	17:22	
	光ヶ丘	↓	7:50	↓	9:41	↓	11:16	↓	14:00	↓	15:51	↓	17:23	
	大滝	↓	7:52	↓	9:43	↓	11:18	↓	14:02	↓	15:53	↓	17:25	
	尾鷲総合病院	↓	7:54	↓	9:45	↓	11:20	↓	14:04	↓	15:55	↓	17:27	
	イオン前	↓	7:56	↓	9:47	↓	11:22	↓	14:06	↓	15:57	↓	17:29	
	ホテル望月前	↓	7:57	↓	9:48	↓	11:23	↓	14:07	↓	15:58	↓	17:30	
	野地町	↓	7:59	↓	9:50	↓	11:25	↓	14:09	↓	16:00	↓	17:32	
	尾鷲駅	↓	8:00	↓	9:51	↓	11:26	↓	14:10	↓	16:01	↓	17:33	

尾鷲駅～紀伊松本	尾鷲駅	↓	8:05	↓	9:58	↓	11:33		↓	16:06	↓	17:38	
	栄町	↓	8:07	↓	10:00	↓	11:35		↓	16:08	↓	17:40	
	朝日町	↓	8:08	↓	10:01	↓	11:36		↓	16:09	↓	17:41	
	尾鷲港	↓	8:09	↓	10:02	↓	11:37		↓	16:10	↓	17:42	
	長浜	↓	8:11	↓	10:04	↓	11:39		↓	16:12	↓	17:44	
	天満築港	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40		↓	16:13	↓	17:45	
	天満堤防	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40		↓	16:13	↓	17:45	
	ハローワーク前	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45		↓	16:18	↓	17:50	
	瀬木山	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45		↓	16:18	↓	17:50	
	文化会館西	↓	8:18	↓	10:11	↓	11:46		↓	16:19	↓	17:51	
	主婦の店前	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47		↓	16:20	↓	17:52	
	国市	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47		↓	16:20	↓	17:52	
	矢浜	↓	8:20	↓	10:13	↓	11:48		↓	16:21	↓	17:53	
	岡崎野田	↓	8:21	↓	10:14	↓	11:49		↓	16:22	↓	17:54	
	二本松	↓	8:22	↓	10:15	↓	11:50		↓	16:23	↓	17:55	
	向井西	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52		↓	16:25	↓	17:57	
	向井	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52		↓	16:25	↓	17:57	
	向井小学校前	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53		↓	16:26	↓	17:58	
	縣野古瀬前	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53		↓	16:26	↓	17:58	
	夢古道おわせ前	↓	8:26	↓	10:19	↓	11:54		↓	16:27	↓	17:59	
	大曾根浦駅前	↓	8:29	↓	10:22	↓	11:57		↓	16:30	↓	18:02	
	格国前	↓	8:31	↓	10:24	↓	11:59		↓	16:32	↓	18:04	
	紀伊松本	↓	8:33	↓	10:26	↓	12:01		↓	16:34	↓	18:06	

(2) 須賀利地区

尾鷲旧小学校前～尾鷲総合病院	旧小学校前	↓	7:05	↓	9:15	↓	12:15	↓	14:15	↓	16:15	
	漁協前	↓	7:06	↓	9:16	↓	12:16	↓	14:16	↓	16:16	
	新浜	↓	7:06	↓	9:16	↓	12:16	↓	14:16	↓	16:16	
	荷捌き場前	↓	7:07	↓	9:17	↓	12:17	↓	14:17	↓	16:17	
	金助前	↓	7:08	↓	9:18	↓	12:18	↓	14:18	↓	16:18	
	島勝	↓	7:20	↓	9:30	↓	12:30	↓	14:30	↓	16:30	
	【セミデマンド*】尾鷲総合病院	↓	7:50									

※ 7:20着「島勝」と7:50着「尾鷲総合病院前」は降車専用

島勝～旧小学校前	島勝		↓	9:35	↓	12:35	↓	14:35	↓	16:35	
	金助前		↓	9:47	↓	12:47	↓	14:47	↓	16:47	
	荷捌き場前		↓	9:48	↓	12:48	↓	14:48	↓	16:48	
	新浜		↓	9:49	↓	12:49	↓	14:49	↓	16:49	
	漁協前		↓	9:49	↓	12:49	↓	14:49	↓	16:49	
	旧小学校前		↓	9:50	↓	12:50	↓	14:50	↓	16:50	
	【セミデマンド*】島勝		↓	10:20	↓	13:20	↓	15:20			
	【セミデマンド*】金助前		↓	10:32	↓	13:32	↓	15:32			
	【セミデマンド*】荷捌き場前		↓	10:33	↓	13:33	↓	15:33			
	【セミデマンド*】新浜		↓	10:34	↓	13:34	↓	15:34			
	【セミデマンド*】漁協前		↓	10:34	↓	13:34	↓	15:34			
	【セミデマンド*】旧小学校前		↓	10:35	↓	13:35	↓	15:35			

※ 【セミデマンド】については、乗車予約者があった場合にのみ運行する。

別表第 2（第 4 条関係）

1 普通料金

（1） 尾鷲地区

			行野浦 大曾根浦
		向井・矢浜	200 円
	市街地	200 円	300 円
市街地	200 円		

※ふれあいバス「八鬼山線」「ハラソ線」の 2 路線から、尾鷲駅にて「尾鷲地区」へ乗り継ぎした後の市街地への移動に限り、無料とする。

（2） 須賀利地区

			尾鷲総合病院
		島勝	
	須賀利地内	200 円	600 円
須賀利地内	200 円		

2 定額料金

区分		料金
大人		普通料金
子供	小学校の児童	普通料金×0.5
幼児	小学校入学前の者	幼児単独乗車は子供料金（ただし、大人又は子供の同伴者 1 名につき幼児 1 人は無料とする。）

3 回数料金

1 1 回の利用につき 10 回分に相当する額

4 定期料金

種別		料金
普通定期料金	1 ヶ月	定額料金 $\times 40 \times 0.8$
	3 ヶ月	定額料金 $\times 120 \times 0.8$
通学定期料金	1 ヶ月	定額料金 $\times 40 \times 0.5$
	3 ヶ月	定額料金 $\times 120 \times 0.5$
	1 学期	定額料金 $\times 160 \times 0.5$
	2 学期	定額料金 $\times 160 \times 0.5$
	3 学期	定額料金 $\times 120 \times 0.5$

5 運転免許証自主返納者料金

運転免許証自主返納者（料金精算時に運転経歴証明書を掲示できる者に限る。）は、普通料金の半額とする。また、運転免許証自主返納者の同伴者1名に限り、普通料金の半額とする。ただし、定期料金はこの限りでない。

備考

- 1 「市街地」とは、コミュニティバスの全区間のうち、紀伊松本乗降所から文化会館西の間を除いた区間をいう。
- 2 「向井・矢浜」とは文化会館西乗降所から向井小学校乗降所の間の区間をいう。
- 3 「須賀利地内」とは、旧小学校前から金助前の間の区間をいう。
- 4 学期定期の通用期間は、1学期は4月1日から7月31日まで、2学期は9月1日から12月31日まで、3学期は1月1日から3月31日までとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
氏名
生年月日

尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により減免を受けたいので尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 21 年尾鷲市規則第 9 号）第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	
備考	

様式第 2 号（第 5 条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

尾鷲市長 印

年 月 日付けで申請のあったコミュニティバス利用料金の減免について、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 21 年尾鷲市規則第 9 号）第 5 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料金	
減免額	
決定理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金還付請求書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所

氏名

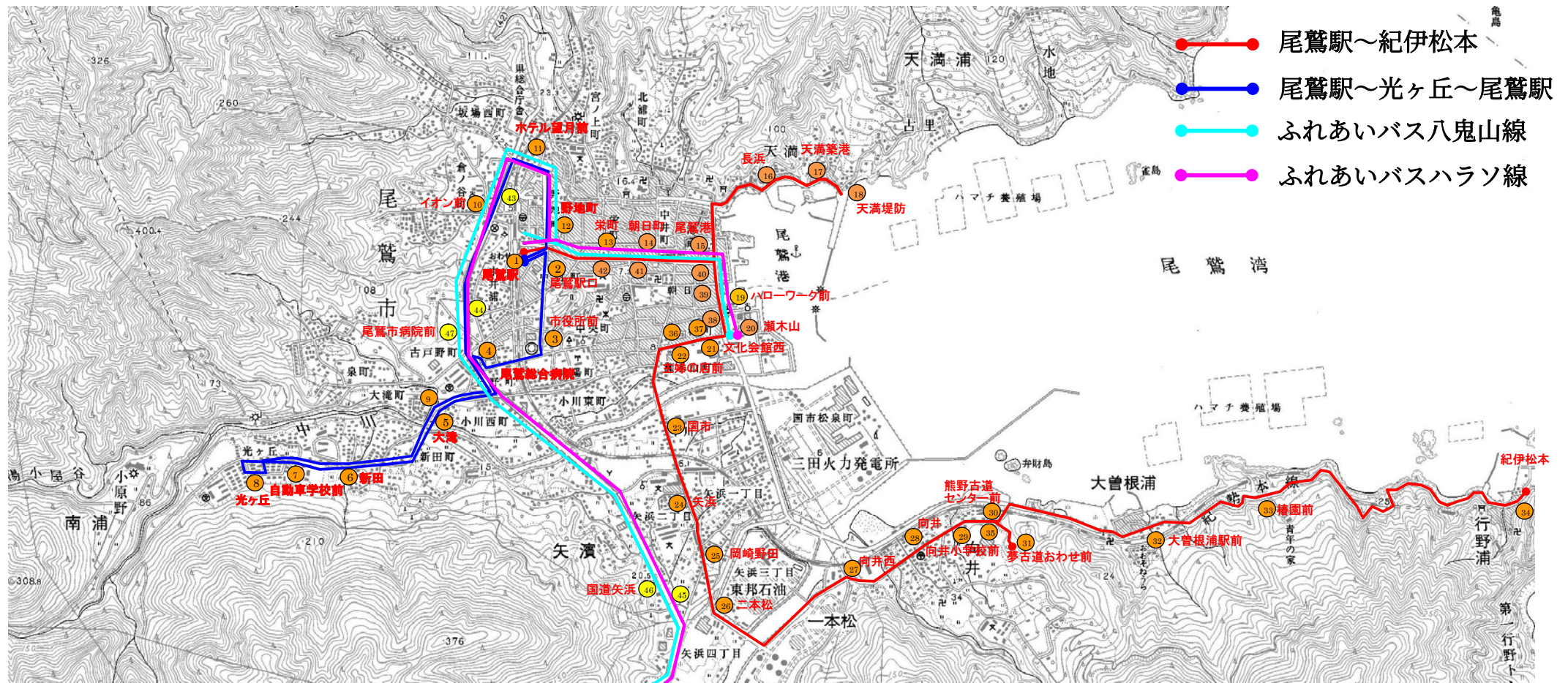
尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により還付を受けたいので、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 21 年尾鷲市規則第 9 号）第 6 条第 2 項の規定により請求します。

記

申請理由	
備考	
※ 還 付 金 の 請求方法	
※ 還 付 額	

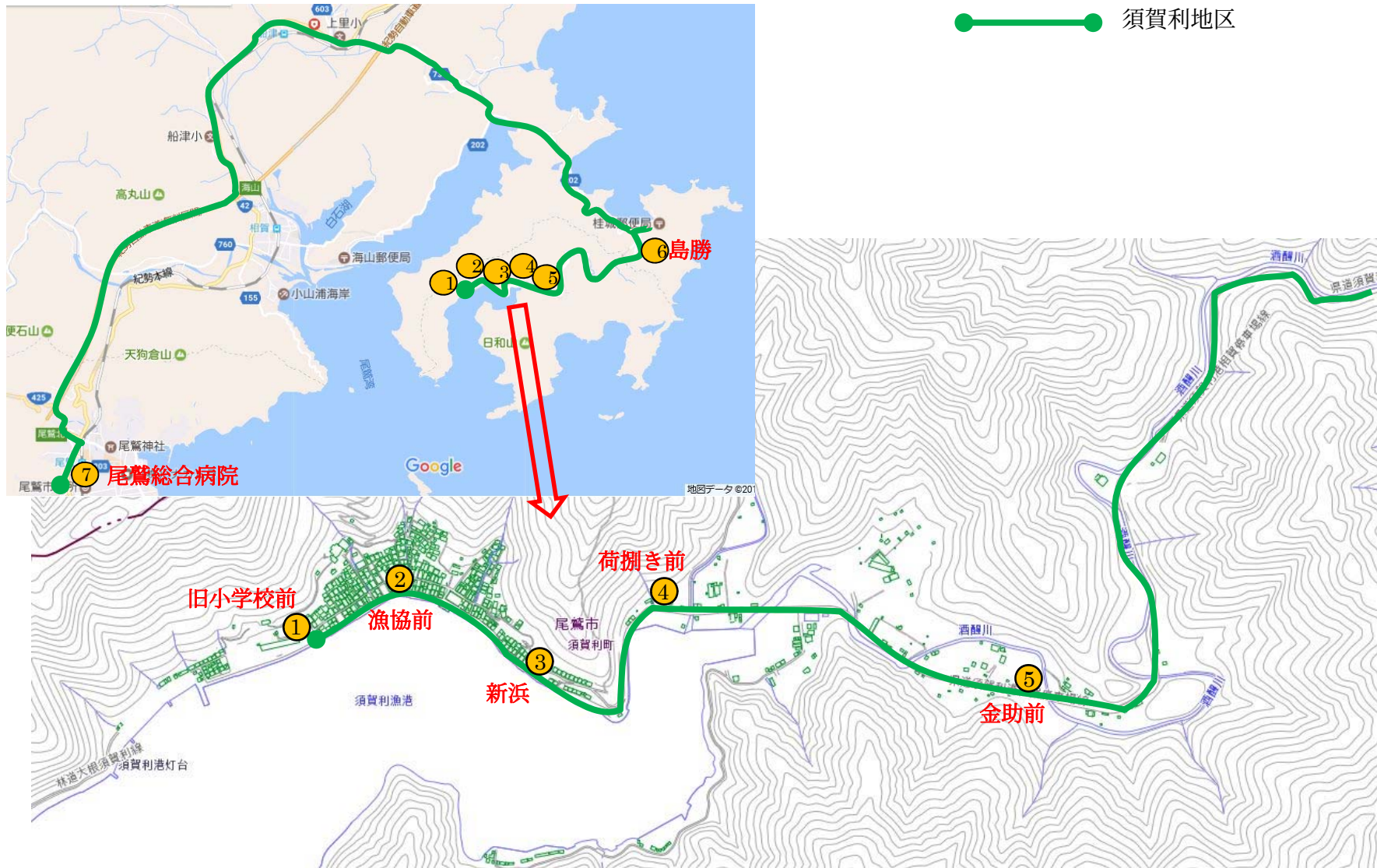
（注）※の欄は記入しないでください。

ふれあいバス路線図及び停留所(市街地周辺)



ふれあいバス路線図及び停留所（須賀利地区）

●——● 須賀利地区



ふれあいバス(尾鷲地区) 時刻表

平成29年10月1日

紀伊松本 尾鷲駅	紀伊松本区間	↓	6:58	↓	8:56	↓	10:32	↓	12:21		↓	16:39	↓	18:11	
	椿園前	3	↓	7:01	↓	8:59	↓	10:35	↓	12:24		↓	16:42	↓	18:14
	大曾根浦駅前	2	↓	7:03	↓	9:01	↓	10:37	↓	12:26		↓	16:44	↓	18:16
	夢古道おわせ前	3						↓	12:29		↓	16:47	↓	18:19	
	熊野古道 センター	1	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30		↓	16:48	↓	18:20
	向井小学校前	0	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30		↓	16:48	↓	18:20
	向井	1	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31		↓	16:49	↓	18:21
	向井西	0	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31		↓	16:49	↓	18:21
	二本松	2	↓	7:08	↓	9:06	↓	10:42	↓	12:33		↓	16:51	↓	18:23
	岡崎野田	1	↓	7:09	↓	9:07	↓	10:43	↓	12:34		↓	16:52	↓	18:24
	矢浜	1	↓	7:10	↓	9:08	↓	10:44	↓	12:35		↓	16:53	↓	18:25
	国市	1	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36		↓	16:54	↓	18:26
	主婦の店前	0	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36		↓	16:54	↓	18:26
	文化会館西	1	↓	7:12	↓	9:10	↓	10:46	↓	12:37		↓	16:55	↓	18:27
	瀬木山	1	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38		↓	16:56	↓	18:28
	ハローワーク前	0	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38		↓	16:56	↓	18:28
	長浜	3	↓	7:16	↓	9:14	↓	10:50	↓	12:41				↓	18:31
	天満築港	1	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42				↓	18:32
	天満堤防	0	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42				↓	18:32
	尾鷲港	4	↓	7:21	↓	9:19	↓	10:55	↓	12:46		↓	16:57	↓	18:36
朝日町	1	↓	7:22	↓	9:20	↓	10:56	↓	12:47		↓	16:58	↓	18:37	
栄町	1	↓	7:23	↓	9:21	↓	10:57	↓	12:48		↓	16:59	↓	18:38	
尾鷲駅	2	↓	7:25	↓	9:23	↓	10:59	↓	12:50		↓	17:01	↓	18:40	

尾鷲駅 尾鷲総合病院 光ヶ丘 尾鷲駅	尾鷲駅区間	↓	7:40	↓	9:31	↓	11:06	↓	13:50	↓	15:41	↓	17:13			
	尾鷲駅口	1	↓	7:41	↓	9:32	↓	11:07	↓	13:51	↓	15:42	↓	17:14		
	市役所前	1	↓	7:42	↓	9:33	↓	11:08	↓	13:52	↓	15:43	↓	17:15		
	尾鷲総合病院	3	↓	7:45	↓	9:36	↓	11:11	↓	13:55	↓	15:46	↓	17:18		
	大滝	2	↓	7:47	↓	9:38	↓	11:13	↓	13:57	↓	15:48	↓	17:20		
	新田	1	↓	7:48	↓	9:39	↓	11:14	↓	13:58	↓	15:49	↓	17:21		
	自動車学校前	1	↓	7:49	↓	9:40	↓	11:15	↓	13:59	↓	15:50	↓	17:22		
	光ヶ丘	1	↓	7:50	↓	9:41	↓	11:16	↓	14:00	↓	15:51	↓	17:23		
	大滝	2	↓	7:52	↓	9:43	↓	11:18	↓	14:02	↓	15:53	↓	17:25		
	尾鷲総合病院	2	↓	7:54	↓	9:45	↓	11:20	↓	14:04	↓	15:55	↓	17:27		
	イオン前	2	↓	7:56	↓	9:47	↓	11:22	↓	14:06	↓	15:57	↓	17:29		
	ホテル望月前	1	↓	7:57	↓	9:48	↓	11:23	↓	14:07	↓	15:58	↓	17:30		
	野地町	2	↓	7:59	↓	9:50	↓	11:25	↓	14:09	↓	16:00	↓	17:32		
	尾鷲駅	1	↓	8:00	↓	9:51	↓	11:26	↓	14:10	↓	16:01	↓	17:33		

尾鷲駅 紀伊松本	尾鷲 駅区間	↓	8:05	↓	9:58	↓	11:33			↓	16:06	↓	17:38			
	栄 町	2	↓	8:07	↓	10:00	↓	11:35			↓	16:08	↓	17:40		
	朝 日 町	1	↓	8:08	↓	10:01	↓	11:36			↓	16:09	↓	17:41		
	尾鷲 港	1	↓	8:09	↓	10:02	↓	11:37			↓	16:10	↓	17:42		
	長 浜	2	↓	8:11	↓	10:04	↓	11:39			↓	16:12	↓	17:44		
	天満 築 港	1	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	天満 堤 防	0	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	ハローワーク前	5	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	瀬 木 山	0	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	文 化 会 館 西	1	↓	8:18	↓	10:11	↓	11:46			↓	16:19	↓	17:51		
	主 婦 の 店 前	1	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	国 市	0	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	矢 浜	1	↓	8:20	↓	10:13	↓	11:48			↓	16:21	↓	17:53		
	岡 崎 野 田	1	↓	8:21	↓	10:14	↓	11:49			↓	16:22	↓	17:54		
	二 本 松	1	↓	8:22	↓	10:15	↓	11:50			↓	16:23	↓	17:55		
	向 井 西	2	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向 井	0	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向井小学校前	1	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	熊野古道 センター前	0	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	夢古道おわせ前	1	↓	8:26	↓	10:19		11:54			↓	16:27	↓	17:59		
	大曾根浦駅前	3	↓	8:29	↓	10:22	↓	11:57			↓	16:30	↓	18:02		
	椿 園 前	2	↓	8:31	↓	10:24	↓	11:59			↓	16:32	↓	18:04		
	紀伊松本	2	↓	8:33	↓	10:26	↓	12:01			↓	16:34	↓	18:06		

ふれあいバス(須賀利地区) 時刻表

平成30年4月1日

島勝・尾鷲方面						
停留所名	区間	時 刻				
旧小学校前	—	7:05	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	1	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	0	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	1	7:07	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	1	7:08	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	12	7:20	9:30	12:30	14:30	16:30
【ㇿミデマントㇿ】尾鷲総合病院	30	7:50	—	—	—	—

※ 7:20着「島勝」と7:50着「尾鷲総合病院前」は降車専用

※ 7:50着「尾鷲総合病院」にて降車する乗客がない場合は、7:20着「島勝」から9:15発「旧小学校前」に回送する

須賀利方面						
停留所名	区間	時 刻				
島勝	—		9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	12		9:47	12:47	14:47	16:47
荷捌き場前	1		9:48	12:48	14:48	16:48
新浜	1		9:49	12:49	14:49	16:49
漁協前	0		9:49	12:49	14:49	16:49
旧小学校前	1		9:50	12:50	14:50	16:50
【ㇿミデマントㇿ】島勝	—		10:20	13:20	15:20	—
【ㇿミデマントㇿ】金助前	12		10:32	13:32	15:32	—
【ㇿミデマントㇿ】荷捌き場前	1		10:33	13:33	15:33	—
【ㇿミデマントㇿ】新浜	1		10:34	13:34	15:34	—
【ㇿミデマントㇿ】漁協前	0		10:34	13:34	15:34	—
【ㇿミデマントㇿ】旧小学校前	1		10:35	13:35	15:35	—

※日曜は運休

番号 00172 A

令和 2年 5月 29日

三重運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
三重 200 さ 2111		平成 26年 5月 20日	平成 26年 5月	普通乗車定員	乗合	自家用	キャブオーバ [012]			
車名					最大積載量		車両重量	車両総重量		
ニッサン				14人			2330kg	3100kg		
車台番号				長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
DW4E26-000186				523cm	188cm	228cm	1290kg			1040kg
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号	
LDF-DW4E26		YD25		2.48 L	軽油					
所有者の氏名又は名称		尾鷲市								
所有者の住所		三重県尾鷲市中央町10-43 [24508 0231]								
使用者の氏名又は名称		***								
使用者の住所		***								
使用の本拠の位置		***								
有効期間の満了する日		令和 3年 5月 28日								
備考		[三重]、継続検査 自動車重量税額 ￥10,000 本則税率適用 [24年度税制] 平成26年5月20日 新規登録 75%減税措置済み 令和2年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 361,200km (令和2年5月29日) [旧走行距離計表示値] 299,800km (令和1年5月27日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB [受検種別] 指定整備車								
		[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-01936 95920・0005 (算定燃費値取得済特定改造自動車) 以下余白								

裏面もご覧下さい。



番号 00237 A

令和 2年 8月 19日

三重運輸支局長



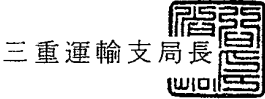
自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
三重 200 さ 1896		平成 24年 8月 22日	平成 24年 8月	普通	乗合	自家用	キャブオーバ [012]			
車名		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		
トヨタ		14人		-kg		2230kg		3000kg		
車台番号		長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	前軸重	後軸重	後軸重	
KDH223-00146-13		538cm	188cm	228cm	1280kg	-kg	-kg	-kg	950kg	
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号
LDF-KDH223B		1KD		2.98L		軽油		16610		0026
所有者の氏名又は名称		尾鷲市								
所有者の住所		三重県尾鷲市中央町10-43 [24508 0231]								
使用者の氏名又は名称		***								
使用者の住所		***								
使用の本拠の位置		***								
有効期間の満了する日		令和 3年 8月 23日								
備考		[三重], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥12,300 [24年度税制] 平成24年8月22日 新規登録 50%減税措置済み 平成27年度燃費基準5%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 257,300km (令和2年8月19日) [旧走行距離計表示値] 220,300km (令和1年8月20日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり								
		[受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54101871 オパシメータ測定 以下余白								



番 号 00128 A

令和 3年 1月 13日



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
三重 200 さ 1384		平成 20年 1月 22日	平成 20年 1月	普通	乗合	自家用	キャブオーバ [012]			
車名		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		
トヨタ		29人		-kg		3460kg		5055kg		
車台番号		長さ		幅		高さ		前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重		
XZB50-0053360		699cm		203cm		258cm		1820kg		
型式		原動機の型式		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		
BDG-XZB50		N04C		4.00L 軽油		15864		0436		
所有者の氏名又は名称		尾鷲市								
所有者の住所		三重県尾鷲市中央町10-43 [24508 0231]								
使用者の氏名又は名称		***								
使用者の住所		***								
使用の本拠の位置		***								
有効期間の満了する日		令和 4年 1月 21日								
備考		[三重], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥34,200 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 99,800km (令和3年1月13日) [旧走行距離計表示値] 93,700km (令和1年12月26日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-07251 以下余白								

裏面もご覧下さい



番号 00118 A

令和 1年 6月 7日

三重運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
三重 502 ひ 2180		平成 26年 6月 20日	平成 26年 6月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]	
車名		乗車定員		最大積載量		車両重量	車両総重量	
ニッサン		8人		1650kg		2090kg		
車台番号		長さ		幅		高さ		
HC26-113344		468cm		169cm		186cm		
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号
DAA-HC26		MR20-SM23		1.99 kW		ガソリン		17323
所有者の氏名又は名称		尾鷲市		類別区分番号		0033		
所有者の住所		三重県尾鷲市中央町10-43		[24508.0231]				
使用者の氏名又は名称		***						
使用者の住所		***						
使用の本拠の位置		***						
有効期間の満了する日		令和 3年 6月 19日						
備考		[三重], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 円32,800 [26年度税制] 平成26年6月20日 新規登録 免税措置済み 平成29年6月6日 継続検査 免税措置済み 平成27年度燃費基準20%向上達成車 [走行距離計表示値] 150,800km (令和1年6月7日) [旧走行距離計表示値] 90,900km (平成29年6月6日) ハイブリッド車 平成11年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり						
		[受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-01936 以下余白						

006-392



運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（尾鷲市）が三重運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	岩本 久壽一		大型	2 種
2	畦地 義行		大型	2 種
3	吉澤 重治 ※講習済		大型	1 種
4	藤田 哲雄 ※講習済		大型	1 種
5	内田 裕章		大型	2 種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
 ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
 ※ 福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあっては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者に係る就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、市町村福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（尾鷲市）が、三重運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 3 年 月 日

住	所	三重県津市中央 1 - 1
氏	名	清 水 賢 一

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

登録番号	
運送の主体 (申請者名)	尾鷲市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（尾鷲市）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	清水 賢一	三重県津市中央 1 - 1	運行管理者	
2	橋本 重也（代行者）	三重県津市中央 1 - 1	運行管理者	
3	大橋 亨（代行者）	三重県津市中央 1 - 1	運行管理者	
4	西田 義幸（代行者）	名古屋市北区玄馬町 2 3 1	運行管理者	

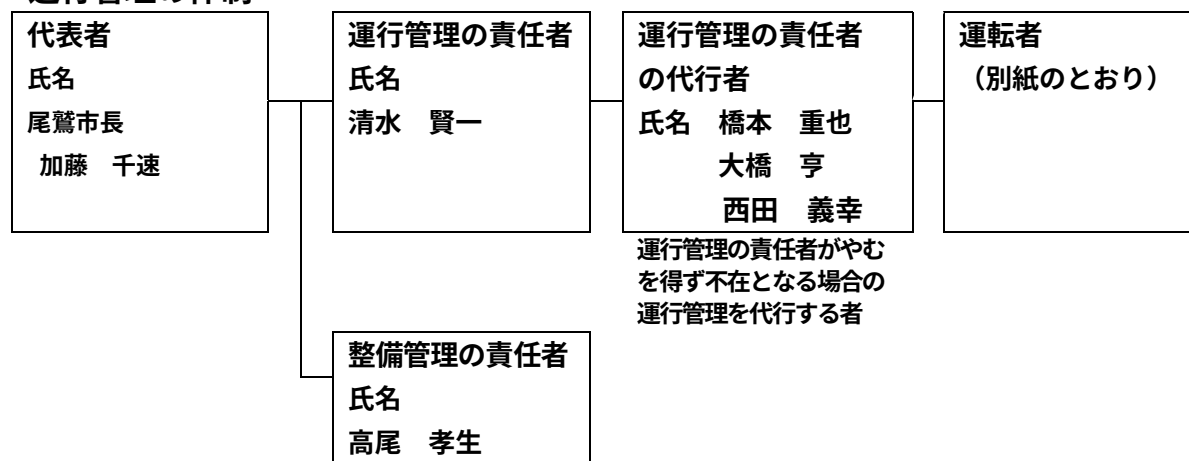
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は委託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

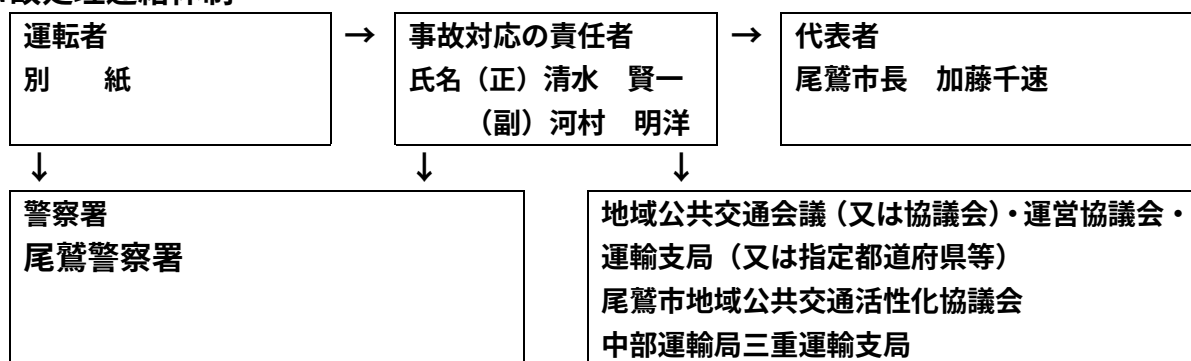
No	氏 名	住 所
1	高尾 孝生	熊野市有馬町 3 7 2 4 - 5 三重交通南紀営業所
2	山高 学	熊野市有馬町 3 7 2 4 - 6 三重いすゞ自動車熊野工場

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

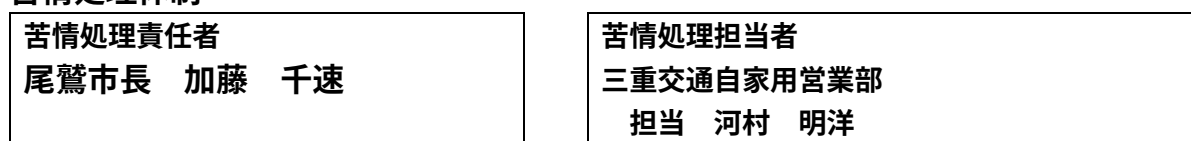
運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第 234 号

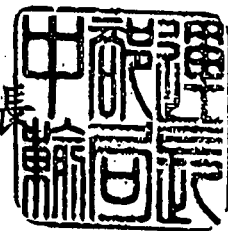
氏 名 清水 賢一

生年月日 昭和41年12月27日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する。

平成16年10月21日

中部運輸局長



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第 217 号

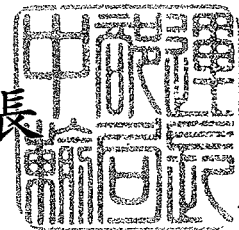
氏 名 橋本 重也

生年月日 昭和42年11月22日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する。

平成16年5月28日

中部運輸局長



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三旅客 第 184 号

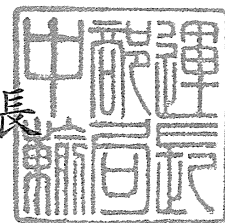
氏 名 大橋 亨

生年月日 昭和33年9月10日

道路運送法第23条の2の規定により、
旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を
交付する。

平成20年10月16日

中部運輸局長



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第 58 号

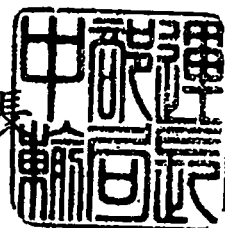
氏 名 西田 義幸

生年月日 昭和42年8月23日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する。

平成14年5月22日

中部運輸局長





自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
中三市交第8号
2. 登録の有効期間
平成30年7月1日から平成33年6月30日まで
3. 名称及び住所並びに代表者名
尾鷲市
尾鷲市中央町10番43号
尾鷲市長 加藤 千速
4. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
5. 路線
尾鷲駅～天満堤防～紀伊松本
尾鷲駅～光ヶ丘～尾鷲駅
尾鷲駅～天満堤防・夢古道おわせ前～紀伊松本
尾鷲駅～夢古道おわせ前～紀伊松本
旧小学校前～漁協前～島勝
旧小学校前～島勝～尾鷲総合病院
6. 登録に付す条件
運送は「市町村運営有償運送の登録に関する審査基準について（平成18年9月29日付け三運支局公示第7号）」の条件に適合し、地域公共交通会議の合意条件に従っていること。

平成30年6月22日

中部運輸局三重運輸支局長 後藤 武夫

